

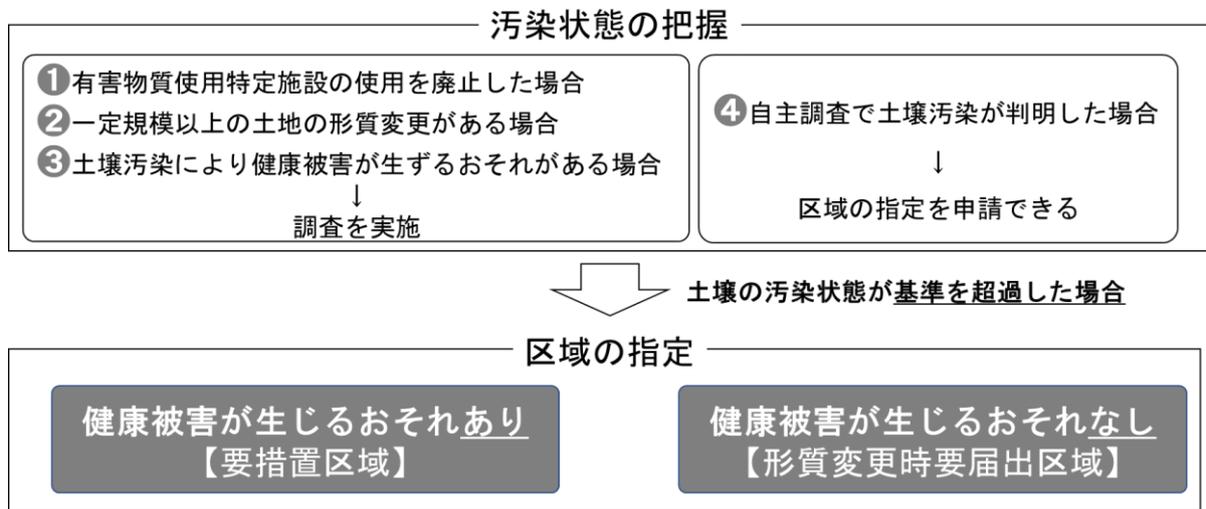
## 「(仮称) 中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染について」

### 1 土壌汚染対策法の目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

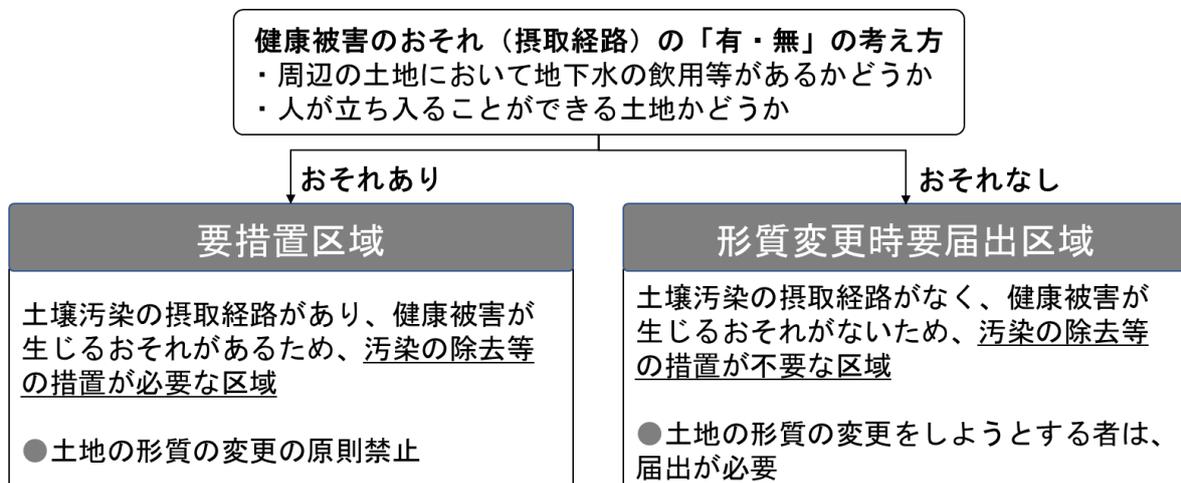
### 2 土壌汚染の状況の把握

土壌汚染対策法では、以下に示す場合に、土壌の汚染について調査をし、定められた基準を超過した場合は区域の指定を受けることになる。



### 3 区域の指定

健康被害のおそれの有無により、「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」に指定される。



#### 4 位置図

住所 北九州市小倉北区高見台 2803 番 2 他



#### A工場跡地

: [令和5年2月20日 北九州市告示第34号]  
所在地 小倉北区高見台2752番1他



#### B工場跡地

: [平成28年9月5日 北九州市告示第377号]  
所在地 小倉北区高見台2803番2他